

第 15 号議案

中間市普通河川管理条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市普通河川管理条例の一部を改正する条例

中間市普通河川管理条例（昭和31年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定」を「定め」に、「普通河川」を「、普通河川」に、「取締り」を「取り締まり」に改める。

第2条中「条例で」を「条例において」に、「生ずる」を「生じる」に、「若しくは」を「、若しくは」に、「堤防、護岸、水利、樋管、閘門、堰等の付属物」を「当該普通河川に附属する工作物その他の物件又は施設等」に改める。

第3条第1号中「又は」を「、又は」に改め、同条第2号中「砂れき」を「砂利」に、「塵芥、」を「ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他」に改め、「汚物」の次に「又は廃物」を加え、「放棄する」を「捨てる」に改め、同条第3号中「外」を「ほか」に改める。

第4条を次のように改める。

（許可を要する行為）

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、他の法律等により許可を受けたものは除く。

- （1）普通河川の流水を占用すること。
- （2）普通河川の敷地を占用すること。
- （3）普通河川の敷地において、工作物を新築し、改築し、又は除去すること。
- （4）普通河川の敷地において、土砂又は芝を採取すること。
- （5）普通河川の敷地において、土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更すること。
- （6）普通河川の敷地において、土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、普通河川に影響を及ぼすおそれのある行為

2 市長は、前項の許可をするに当たり、普通河川の管理上必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

第5条を削る。

第6条中「、他の地方公共団体」を「又は他の地方公共団体」に、「前2条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に、「占用料徴収方法」を「占用料の徴収方法（督促手数料の徴収及び延滞金の徴収を含む。）」に、「を準用する」を「（昭和53年中間市条例第5号）の例による」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（占用料の減免）

第7条 市長は、特別な理由があると認めるときは、前条に規定する占用料を減免することができる。

第8条第1項中「又は第5条」を削る。

第9条第1項中「又は第5条」を削り、「占用許可申請書」を「、占用許可申請書」に改め、同条第2項中「、設計書」を削り、「理由」の次に「の分かる書面等」を加え、同項ただし書中「工作物」を「、工作物」に改め、「前項」の次に「の占用許可申請書」を加え、

「工事着手期日、竣功期日及び説明書」を削り、「構造図」の次に「及び仕様書」を加え、同条第3項中「占用の」を「市長は、第4条の」に改める。

第10条中「又は第5条」を削る。

第11条第1項中「一」を「いずれか」に、「者に対して」を「ときは」に、「よって与えた」を「よる」に、「を取り消し、その効力を停止し、」を「の取消し」に改め、「を命じ、」を削り、「行為若しくは工事の中止、工作物その他の施設の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設をすること」「占用により生じる損害等を防止するために工事の中止、工作物の改築、移転、除去等の必要な措置をすること」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同項第1号中「附した」を「付した」に、「者」を「とき。」に改め、同項第2号中「者」を「とき。」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 中間市暴力団排除条例（平成22年中間市条例第8号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなると認められるとき。

第11条第2項中「次の」を「、次の」に、「一」を「いずれか」に、「条件」を「条例」に、「又は」を「、又は」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同項第3号中「前各号」を「前2号」に、「場合のほか」を「もののほか、」に改める。

第12条中「生ずる損害」を「生じる損失」に、「市は」を「、市は」に改める。

第12条の2中「若しくはこの条例」を「又はこの条例」に、「依る」を「よる」に、「若しくはこれを履行するも」を「、若しくは」に、「見込」を「見込み」に、「方策を得ることができ」を「見込みが」に、「市長は」を「、市長は、」に、「又は第三者」を「、又は第三者」に改める。

第12条の3中「により」を「による」に改める。

第12条の4中「第7条に規定する占用料及び」を削り、「中間市市税条例」の次に「（昭和45年中間市条例第33号）」を加える。

第15条を削る。

第14条中「一」を「いずれか」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第1号中「から第5条まで」を「、第4条」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第9条関係）

中間市長	様	年 月 日
		申請人住所 氏名 印 (TEL) 連帯保証人住所 氏名 印 (TEL)
占 用 許 可 申 請 書		
下記のとおり、中間市普通河川管理条例第9条第1項の規定により申請します。		
記		

1 占用場所			
2 占用目的		3 占用区分	
4 占用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 予定工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	
6 占用数量			
7 添付図書	位置図、地籍図、求積図、平面図、横断図、承諾書、構造図、仕様書、その他		
8 申請理由			

	第 号 年 月 日
様 中間市長 占 用 許 可 書	印
年 月 日付け占用許可申請について、中間市普通河川管理条例 第9条第3項の規定により下記のとおり許可する。	
記	
1 占用場所	
2 占用目的	3 占用区分
4 占用期間	
5 占用数量	6 占用料金
7 許可条件 (1) この許可の権利義務は、市長の許可を受けなければ、これを他人に移転又は譲渡してはならない。 (2) この許可の条件に違反しているとき、又は中間市普通河川管理条例第11条の規定に該当するときは、許可を取り消す。 (3) 占用許可申請書のとおり、施工すること。 (4) 占用料を滞納しないこと。 (5) その他中間市道路占用料徴収条例、中間市普通河川管理条例に違反しないこと。 8 上記許可条件に違反したときは、遅滞なく原状回復すること。 9 前項の場合において、物件撤去復旧工事等は占用者の費用をもってし、占用者にいかなる損失が生じても、市はその責任を負わない。なお、市長が定めた期限内にこれを完了しない時は、市長においてこれを執行し、その費用は義務者より徴収する。	
教示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中間市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中間市を被告として（訴訟において中間市を代表する者は中間市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の中間市普通河川管理条例の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この条例による改正後の中間市普通河川管理条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、行為その他の手続とみなす。

中間市普通河川管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、法令又は条例に特別の<u>定めのあるものを除き、普通河川</u>における工事その他の行為を<u>取り締まり</u>、その利用を規制し、もって公共の福祉に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>条例において普通河川</u>とは、次に掲げるものをいい、当該普通河川により<u>生じる公共の利益を増進し、又は公害を除去し、若しくは軽減するために設けられた当該普通河川に附属する工作物その他の物件又は施設等</u>を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第3条 何人も普通河川に関し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) みだりに普通河川を損傷し、<u>又は流水を閉塞すること。</u></p> <p>(2) みだりに普通河川に土、砂利、竹木、<u>ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他汚物又は廃物等を捨てること。</u></p> <p>(3) 前各号に掲げるものの<u>ほか</u>、普通河川の保全又は利用に支障</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、法令又は条例に特別の<u>定のあるものを除き普通河川</u>における工事その他の行為を<u>取締り</u>、その利用を規制し、もって公共の福祉に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>条例で普通河川</u>とは、次に掲げるものをいい、当該普通河川により<u>生ずる公共の利益を増進し、又は公害を除去し若しくは軽減するために設けられた堤防、護岸、水利、樋管、閘門、堰等の付属物</u>を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第3条 何人も普通河川に関し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) みだりに普通河川を損傷し<u>又は流水を閉塞すること。</u></p> <p>(2) みだりに普通河川に土、<u>砂れき</u>、竹木、<u>塵芥、汚物等を放棄</u>すること。</p> <p>(3) 前各号に掲げるものの<u>外</u>、普通河川の保全又は利用に支障を</p>

を及ぼす行為をすること。

(許可を要する行為)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、他の法律等により許可を受けたものは除く。

(1) 普通河川の流水を占有すること。

(2) 普通河川の敷地を占有すること。

(3) 普通河川の敷地において、工作物を新築し、改築し、又は除去すること。

(4) 普通河川の敷地において、土砂又は芝を採取すること。

(5) 普通河川の敷地において、土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更すること。

(6) 普通河川の敷地において、土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、普通河川に影響を及ぼすおそれのある行為

2 市長は、前項の許可をするに当たり、普通河川の管理上必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

及ぼす行為をすること。

(制限行為)

第4条 何人も普通河川に関し、市長の許可を受けなければ次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 選別炭による汚水を普通河川に流入させること。

(2) 普通河川の流水の清潔、方向、分量、幅員、深浅に著しい影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項の許可に当たり普通河川の管理上必要な条件を附することができる。

(国等の特例)

第5条 国又は他の地方公共団体が前条に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議することをもって足りる。

(占用料)

第6条 第4条の許可を受けた者の占用料の額及び占用料の徴収方法 (督促手数料の徴収及び延滞金の徴収を含む。)については、中間市道路占用料徴収条例 (昭和53年中間市条例第5号)の例による。

(占用等の許可)

第5条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 普通河川の流水を占有すること。

(2) 普通河川の流水を停滞させ若しくは引用し、又は流水の害を予防するため工作物を設置すること。

(3) 普通河川に注水するため工作物を設置すること。

(4) 普通河川の敷地に固着し、普通河川に沿い、普通河川を横過し又はその床下に工作物を設置すること。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(国等の特例)

第6条 国、他の地方公共団体が前2条に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議することをもって足りる。

(占用料)

第7条 第5条の許可を受けた者の占用料の額及び占用料徴収方法については、中間市道路占用料徴収条例を準用する。

(占有料の減免)

第7条 市長は、特別な理由があると認めるときは、前条に規定する占有料を減免することができる。

(許可の期間)

第8条 第4条の許可の期間は、5年以内とする。

2 (略)

(許可申請の手続)

第9条 第4条の規定による許可を受けようとする者は、占有許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の占有許可申請書には図面、利害関係者の承諾書（承諾が得られない場合においてはその理由の分かる書面等）を添付しなければならない。ただし、工作物を設置するものにあつては、前項の占有許可申請書のほか、構造図及び仕様書を添付しなければならない。

3 市長は、第4条の許可をしたときは、占有許可書（様式第2号）を交付する。

(許可の期間)

第8条 第4条又は第5条の許可の期間は、5年以内とする。

2 (略)

(許可申請の手続)

第9条 第4条又は第5条の規定による許可を受けようとする者は占有許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の占有許可申請書には図面、設計書、利害関係者の承諾書（承諾が得られない場合においてはその理由）を添付しなければならない。ただし工作物を設置するものにあつては、前項のほか工事着手期日、竣功期日及び説明書、構造図を添付しなければならない。

3 占有の許可をしたときは、占有許可書（様式第2号）を交付する。

(許可事項の変更)

第10条 第4条の規定による許可を受けた者が許可申請の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ、その理由を付して市長の許可を受けなければならない。

(市長の監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可の取消し若しくはその条件を変更し工作物の操作について必要な措置をすること又は占有により生じる損害等を防止するために工事の中止、工作物の改築、移転、除去等の必要な措置をすること若しくは普通河川を原状に回復することを命じることができる。

(1) この条例の規定又は許可に付した条件に違反しているとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 中間市暴力団排除条例（平成22年中間市条例第8号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなると認められるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

(許可事項の変更)

第10条 第4条又は第5条の規定による許可を受けた者が許可申請の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ、その理由を付して市長の許可を受けなければならない。

(市長の監督処分)

第11条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し工作物の操作について必要な措置をすることを命じ、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の施設の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設をすること若しくは普通河川を原状に回復することを命じることができる。

(1) この条例の規定又は許可に附した条件に違反している者

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 市長は次の各号の一に該当する場合においては、この条件の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし又は措置を命じることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(監督処分に伴う損失の補償)

第12条 前条に掲げる処分により生じる損失の補償について、市は、その責任を負わない。

(代執行)

第12条の2 この条例又はこの条例に基づいて発する命令による義務を履行せず、若しくは必要の期限内に終了する見込みがないとき、又はその履行の見込みがないときは、市長は、これを執行し、又は第三者にこれを執行させることができる。

(代執行に要する費用の負担)

第12条の3 前条の規定による代執行に要する費用は、その義務者の負担とする。

(占用料及び執行に要した費用の徴収)

第12条の4 前条に規定する費用の徴収については、中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の例による。

(1)・(2) (略)

(3) 前各号に掲げる場合のほか公益上やむを得ない必要が生じた場合

(監督処分に伴う損失の補償)

第12条 前条に掲げる処分により生ずる損害の補償について市は、その責任を負わない。

(代執行)

第12条の2 この条例若しくはこの条例に基づいて発する命令に依る義務を履行せず若しくはこれを履行するも必要の期限内に終了する見込みがないとき、又はその履行の方策を得ることができないときは市長はこれを執行し又は第三者にこれを執行させることができる。

(代執行に要する費用の負担)

第12条の3 前条の規定により代執行に要する費用は、その義務者の負担とする。

(占用料及び執行に要した費用の徴収)

第12条の4 第7条に規定する占用料及び前条に規定する費用の徴収については、中間市市税条例の例による。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条、第4条又は第10条の規定に違反した者
- (2) (略)

(罰則)

第14条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条まで又は第10条の規定に違反した者
- (2) (略)

(委任)

第15条 この条例の実施について必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第9条関係）

様式第1号（第9条関係）

	年 月 日		
中間市長	様		
	申請人住所		
	氏名	印	
	(TEL)		
	連帯保証人住所		
	氏名	印	
	(TEL)		
占 用 許 可 申 請 書			
下記のとおり、中間市普通河川管理条例第9条第1項の規定により申請します。			
記			
1 占用場所			
2 占用目的		3 占用区分	
4 占用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
5 予定工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	
6 占用数量			
7 添付図書	位置図、地籍図、求積図、平面図、横断面図、承諾書、構造図、仕様書、その他		
8 申請理由			

様式第1号（第9条関係）

様式第1号（第9条関係）

伺	起案	年	月	日	公 印
部 長 副市長 市 長	決裁	年	月	日	
	合 議				
係 係 長 課長補佐 課長					課長 補佐 係長 係
					課長 補佐 係長 係
下記申請書のとおり許可致してよろしいかお伺い致します。					課長 補佐 係長 係
占 用 許 可 申 請 書					
年 月 日					
中間市長	様				
	申請人住所				
	氏名	印			
	(TEL)				
	連帯保証人住所				
	氏名	印			
	(TEL)				
下記のとおり占用致したいので、許可くださるよう申請致します。					
記					
1 占用場所					
2 占用目的		3 占用区分			
4 占用期間	年 月 日から	年 月 日まで			
5 占用数量					
6 添付図書	位置図、字図又は地籍図、平面図、求積図、横断面図、構造図その他				
7 申請理由					

様式第2号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

第 号		
年 月 日		
様		
中間市長	印	
占 用 許 可 書		
年 月 日付け占用許可申請について、中間市普通河川管理条例 第9条第3項の規定により下記のとおり許可する。		
記		
1 占用場所		
2 占用目的	3 占用区分	
4 占用期間		
5 占用数量	6 占用料金	
7 許可条件		
<p>(1) この許可の権利義務は、市長の許可を受けなければ、これを他人に移転又は譲渡してはならない。</p> <p>(2) この許可の条件に違反しているとき、又は中間市普通河川管理条例第11条の規定に該当するときは、許可を取り消す。</p> <p>(3) 占用許可申請書のとおり、施工すること。</p> <p>(4) 占用料を滞納しないこと。</p> <p>(5) その他中間市道路占用料徴収条例、中間市普通河川管理条例に違反しないこと。</p> <p>8 上記許可条件に違反したときは、遅滞なく原状回復すること。</p> <p>9 前項の場合において、物件撤去復旧工事等は占用者の費用をもってし、占有者にいかなる損失が生じて、市はその責任を負わない。なお、市長が定めた期限内にこれを完了しない時は、市長においてこれを執行し、その費用は義務者より徴収する。</p>		
<p>教示</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中間市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中間市を被告として（訴訟において中間市を代表する者は中間市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		

様式第2号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

中建管第 号		
年 月 日		
様		
中間市長	印	
占 用 許 可 書		
年 月 日付け占用許可申請について、下記のとおり許可する。		
記		
1 占用場所		
2 占用目的	3 占用区分	
4 占用期間		
5 占用数量	6 占用料金	
7 許可条件		
<p>(1) この占用の権利については第三者に譲渡し転貸してはならない。</p> <p>(2) 市において必要が生じた時は何時にても占用許可を取消す。</p> <p>(3) 申請書添付図面のとおり施行すること。</p> <p>(4) 占用料を滞納しないこと。</p> <p>(5) その他中間市道路占用料徴収条例及び中間市普通河川管理条例等に違反しないこと。</p> <p>8 上記許可条件に違反したときは何時にても原形に復すること。</p> <p>9 前項の場合において、物件撤去復旧工事等は占用者の費用をもってし、占有者にいかなる損失があっても当市は賠償の責を負わない。なお、当市が定めた期限内にこれを完了しない時は、当市においてこれを執行し、その費用は占有者より徴収する。</p>		